

忠岡町クリーンセンターの検討状況について



令和4年5月10日

(1) 業務の目的

- ① 忠岡町における一般廃棄物処理事業方式の調査、提案及び評価を行い、ごみ処理システムの設定に必要な支援を行う。
- ② 平成29年3月に策定した忠岡町一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の改定を行う

(2) 計画概要

第1節 一般廃棄物処理基本計画

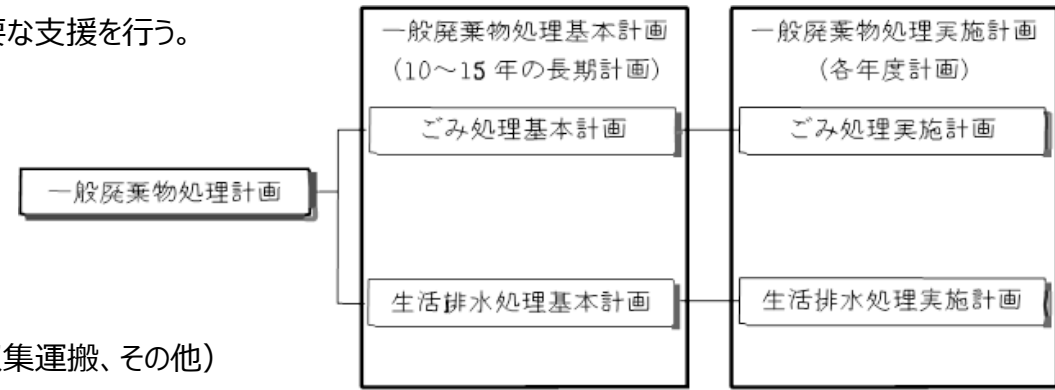
- ① 地域概要及び将来構想の調査（社会環境、自然環境、土地利用状況、開発・将来計画の把握）
- ② ごみ処理の現状調査と評価（ごみ処理体系、ごみの性状及び発生量、ごみの減量化・再資源化、収集運搬、その他）
- ③ 基本フレームの検討（基本方針策定、計画目標年以下の設定、目標年以下における基本フレーム検討）
- ④ ごみ減量化・再生利用促進方策の検討（廃棄物の3Rの総合的な推進についての基本施策の検討）
- ⑤ ごみ処理基本計画の立案（計画推進に必要となる資源化、分別・収集・運搬、中間処理、最終処分計画等を立案）
- ⑥ 施策の実現スケジュールの検討（各施策について概ね5年の計画期間における実施スケジュールを検討）

第2節 生活排水処理基本計画

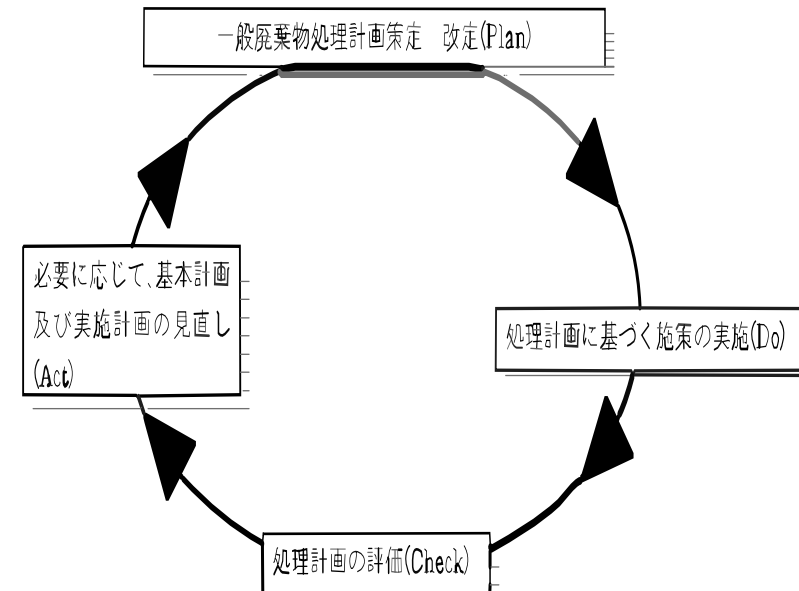
- ① 計画策定の基本的な考え方の整理（計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の構成及び策定手順、計画の目標年度）
- ② 生活排水処理に関する基礎資料等の収集・整理（生活排水処理基本計画策定指針に準じ、本町の現状特性を整理）
- ③ 現行生活排水処理の問題点及び検討すべき事項の抽出（生活排水処理に関する課題を抽出し、評価・検討方向を提示）
- ④ 生活排水処理基本計画の策定

第3節 廃棄物処理基礎調査

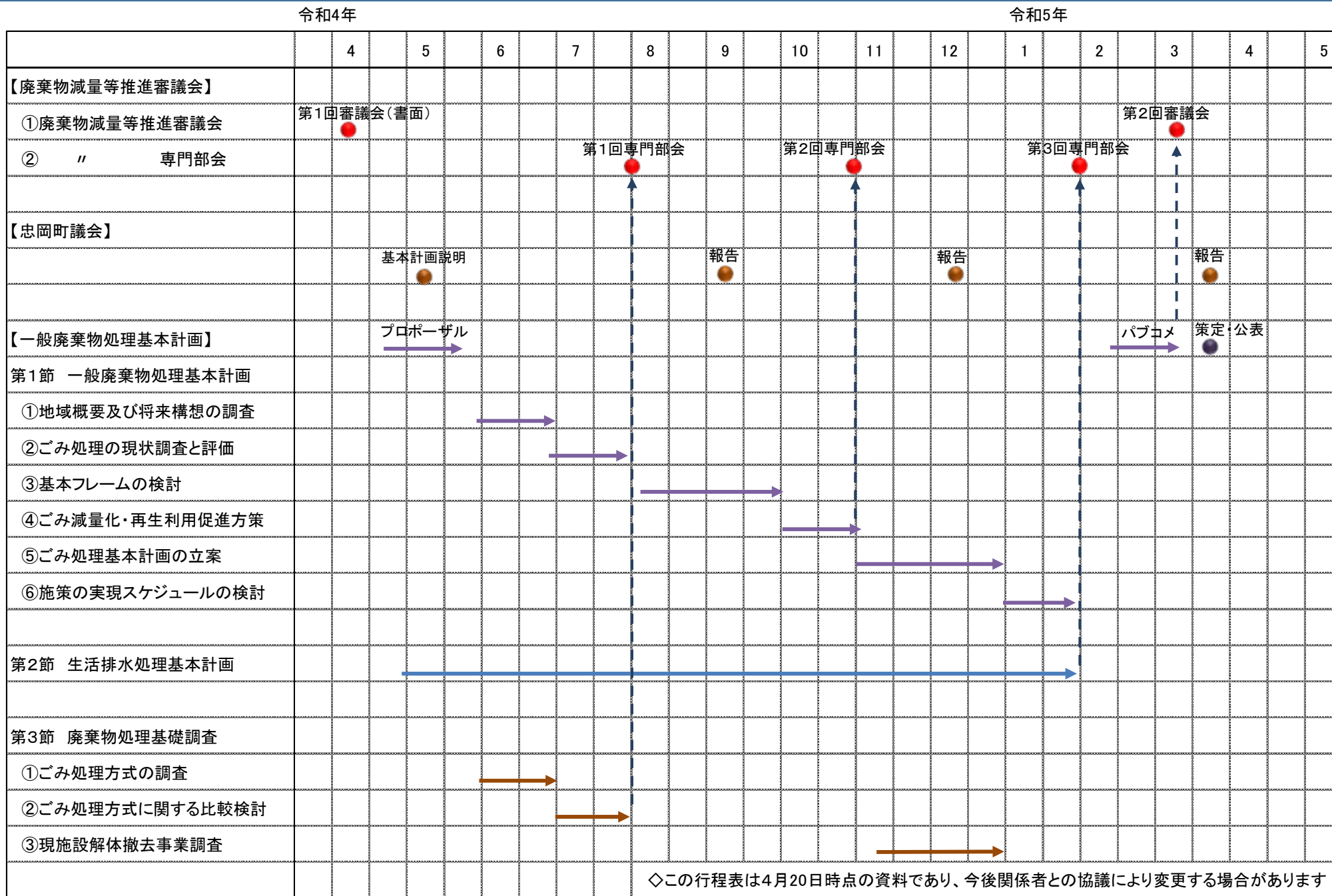
- ① ごみ処理方式の調査（令和6年4月1日以降のごみ処理方式について、基本構想をベースとして詳細調査を行う）
- ② ごみ処理方式に関する比較・検討（経済性、メリット・デメリット、事業スケジュール等の比較・検討を行い、取りまとめる）
- ③ 現施設解体撤去事業（解体撤去概算工事費、土壌汚染対策法関連、その他）



一般廃棄物処理計画の構成



3. 基本計画策定スケジュールについて



(1) 排出抑制

- ①計画の周知 ②関係目標・指標等の達成 ③再資源化率の向上
- ④廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

(2) 収集運搬

- ①効率性・経済性を考慮し、必要に応じて見直しを行う ②市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針に基づき、分別収集区分を検証

(3) 中間処理

- ①資源化率は横ばいで推移、集団回収については減少傾向にあるため、今後も住民への啓発が必要
- ②分別を開始したプラスチック製容器包装をはじめ、さらに資源の分別収集を推進する必要がある

(4) 最終処分

- ①大阪湾フェニックスセンターの長期利用及び委託費の削減のため、最終処分量削減に努める

(5) ごみ処理経費

- ①クリーンセンターのごみ処理経費は、5億円～8億円台で推移しており今後もコストの増大が想定されるため、ごみ処理費用削減に向けた取り組みは不可欠
- ②本町では厳しい財政状況に加え、少子高齢化・人口減少の進行、地域経済に対する懸念等、様々な社会経済情勢に対応することも求められていることから、エネルギーを有効活用している近隣の一般廃棄物処理施設への委託、或いはPPP/PFIを活用した廃棄物処理について調査・検討が必要

(6) 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分

(7) 災害廃棄物への対応

■ 現有施設の包括的整備運営管理事業（令和2年4月1日～令和6年3月31日）完了後の、令和6年4月1日以降のごみ処理方式について（5）ごみ処理経費は、本町のごみ処理システムと密接な関係にあるため、現有施設の包括的整備運営管理事業完了後の令和6年4月1日以降のごみ処理方式について検討を行う。

- (1) 現有施設での処理継続 (2) 近隣の広域処理組合に委託（将来一組加入想定） (3) 民間委託（将来公民連携 PPP/ PFI 移行）

他市町とのごみ処理経費比較（住民一人あたりの経費）

	平成29年処理費	平成30年処理費
忠岡町	33.113円	34.633円
A 市	7.475円	7.825円
B 市	9.310円	9.934円
C 市	7.592円	7.732円
D 市	11.153円	11.495円
E 町	17.719円	16.469円
F 町	17.504円	17.054円
G 町	19.049円	18.679円
H 町	13.826円	14.885円
I 町	19.170円	19.509円
J 町	21.975円	26.458円

・大阪府の一般廃棄物（大阪府発行）ごみ関係経費を、大阪府推計人口で除した額

(1) 忠岡町単独処理【CASE①】

ごみ処理施設は焼却による高温暴露、腐食性ガスや液体に触れること、24時間連続運転の機器が多く消耗しやすいため、定期的に維持工事を実施しても耐用年数は30年程度と言われてい
ます。クリーンセンターは昭和60年に建設され35年が経過しました。これまで改修工事を重ね機器の一部は更新されていますが、施設全般的に老朽化が進行しています。

令和6年3月までの間、安全かつ安定的にごみ焼却が行えるよう、令和2年度と3年度に大規模改修工事を実施しましたが、老朽化に伴う設備や施設の改修は定期的に発生すると思われます。

過去5年間のクリーンセンター費

名 称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事務用消耗品費等	33,457	16,425	57,873	27,032	17,182
電気使用料	179,653	406,844	302,297	13,968,572	15,147,783
上水道使用料	0	23,343	21,258	3,178,639	3,424,201
修繕料（ペット減容機等）	2,430,000	1,483,704	629,640	497,200	103,400
電話使用料等	165,991	122,862	170,636	147,168	104,320
電気保安委託料	533,688	683,246	597,678	538,632	543,576
焼却残渣搬出委託料	18,635,808	17,554,944	18,897,708	19,078,242	19,481,000
不燃物等搬出委託料	5,010,620	5,784,362	4,396,927	6,426,406	6,475,666
資源ごみ選別処理委託料	8,913,180	8,913,180	8,913,180	9,139,590	9,226,800
その他プラ処分委託料	12,254,578	12,785,239	13,346,149	13,861,242	15,311,890
繊維等処分委託料	23,856,646	23,653,091	25,091,265	25,364,817	26,024,000
クリーンセンター整備運営 管理委託料	358,328,570	358,328,570	358,328,573	299,750,000	222,750,000
ダイオキシン等検査委託料	243,000	264,600	284,040	0	275,000
報償費、計画等策定等	7,108,120	6,901,520	10,301,840	4,633,920	0
クリーンセンター 各機器更新工事	17,668,800	280,800	12,690,000	0	374,000,000
長期包括前年度精算金等	12,207,838	9,052,126	12,529,354	10,896,380	0
合計	467,569,949	446,254,856	466,558,418	407,507,840	692,884,818

ごみ処理経費

忠岡町クリーンセンター費 (各機器更新工事がなかった場合)	318,884,000円
----------------------------------	--------------

忠岡町クリーンセンター費 (過去5年平均)	496,155,000円
--------------------------	--------------

- ・上段は令和2年度クリーンセンター費決算額から各機器更新工事費を引いた金額。
- ・令和6年4月以降、経年に応じた各機器更新や施設の修繕工事が必要となる。

(2) 広域処理組合に委託【CASE②】

(将来一部事務組合加入想定)

近隣の広域処理組合に委託し処理

課題

- ・搬入ルート 環境アセスメントの実施
- ・地元説明 地元自治会に対する説明
- ・事業系ごみ取扱 事業系ごみ袋の導入
- ・分別・収集方法 現在の分別収集方法で問題なし
- ・処理量 搬入量 約5000トン/年
- ・直接搬入ごみ ごみ処分手数料は組合に合わせる必要があり増額になる
(忠岡町は500円/50kg、組合は150円/10kg)

ごみ処理経費

近隣の広域処理組合 委託料 その他諸経費	310,827,000円
-------------------------	--------------

- ・委託料は組合の令和2年度決算額をベースに計算されている。
- ・委託料には施設の維持工事費負担分が含まれているため年度により増減が生じる。
- ・その他諸経費として、ごみ運搬に係る加算額等を含む。

懸案事項

- ・ごみの運搬距離が長くなり、ごみが収集される時間が現在より遅くなる。
 - ・災害時等、忠岡町内でごみを焼却し、ストックする機能がなくなる。
 - ・ごみを持ち込む際の住民負担（料金及び距離）が増える。
- ※受入日時は月曜から金曜日（祝日除く）の12時45分から16時30分まで
- ・将来組合施設の更新事業が実施された際には、新施設建設費の負担が生じる。

- ◇委託後は一部事務組合への加入協議
 - ・組合及び構成市との合意形成が必要（必ず加入できるものではない）
 - ・施設整備に係る応分の負担が必要（委託では整備費に係る交付税措置はない）
- ◇委託後にクリーンセンター施設の解体撤去
 - ・解体撤去に係る補助はなく、基本的に単費となる
 - ・ごみ焼却場という性質上、土壌汚染等の対応が想定される
- ◇更地にした後、跡地の利活用を検討

(3) 民間に委託【CASE③】

(将来公民連携 PPP/ PFI 移行)

民間施設に委託し処理（将来公民連携 PPP/ PFI 移行）、ごみはグリーンセンター内で大型車両に積み替えて移送される。

課題

- ・一般廃棄物は法令により市町村が適正な中間処理及び最終処分を確保する必要があることから、民間施設に移送し処理をするのは一時的なもので、近隣処理組合への加入や忠岡町に新たな処理施設が出来るまでの間となる。
- ・処理施設を忠岡町単独で建て替える場合は、国の交付金制度が利用できないことから、公民連携方式 PPP（Public Private Partner-ship） / PFI（Private Finance Initiative）を活用していくことになる。
- ・パートナーとなる民間企業（グループ）を公募し、公民連携協定を締結した後に、施設整備に向けた具体的な作業を進めることになる。施設は一般廃棄物と産業廃棄物（廃木材等で忠岡町と協議の上搬入種類を設定）の混焼施設として民設民営で整備され、忠岡町は施設を運営する特定目的会社SPC（Special Purpose Company）にごみ処理を委託する形になる。
- ・ごみの検量、検査、手数料の収納等を行う職員の配置が必要。

懸案事項

- ・中継施設の建設位置等により、既存施設の一部解体が必要となる。
- ・（公民連携施設完成後）ごみの搬入車両が増える。

ごみ処理経費

民間処理施設 委託料 中継施設整備運営等の諸経費	310,228,000円
-----------------------------	--------------

- ・民間処理施設委託料は、ごみ移送費と処分費で構成されている。
- ・中継施設整備運営等の諸経費は以下の費用を含む。
 - 1) 中継施設整備費（10年間の長期契約で支出平準化）
 - 2) 中継施設運営費（従事者4名、重機その他施設運営に必要な用具等を含む）
 - 3) ごみ中継施設の電気、水道、電話使用料
 - 4) 一般廃棄物搬入先自治体へのごみ搬入負担金
- ・（公民連携施設完成後）廃棄物搬入に対する協力金の収入が見込める。

(1) 公民連携方式とは

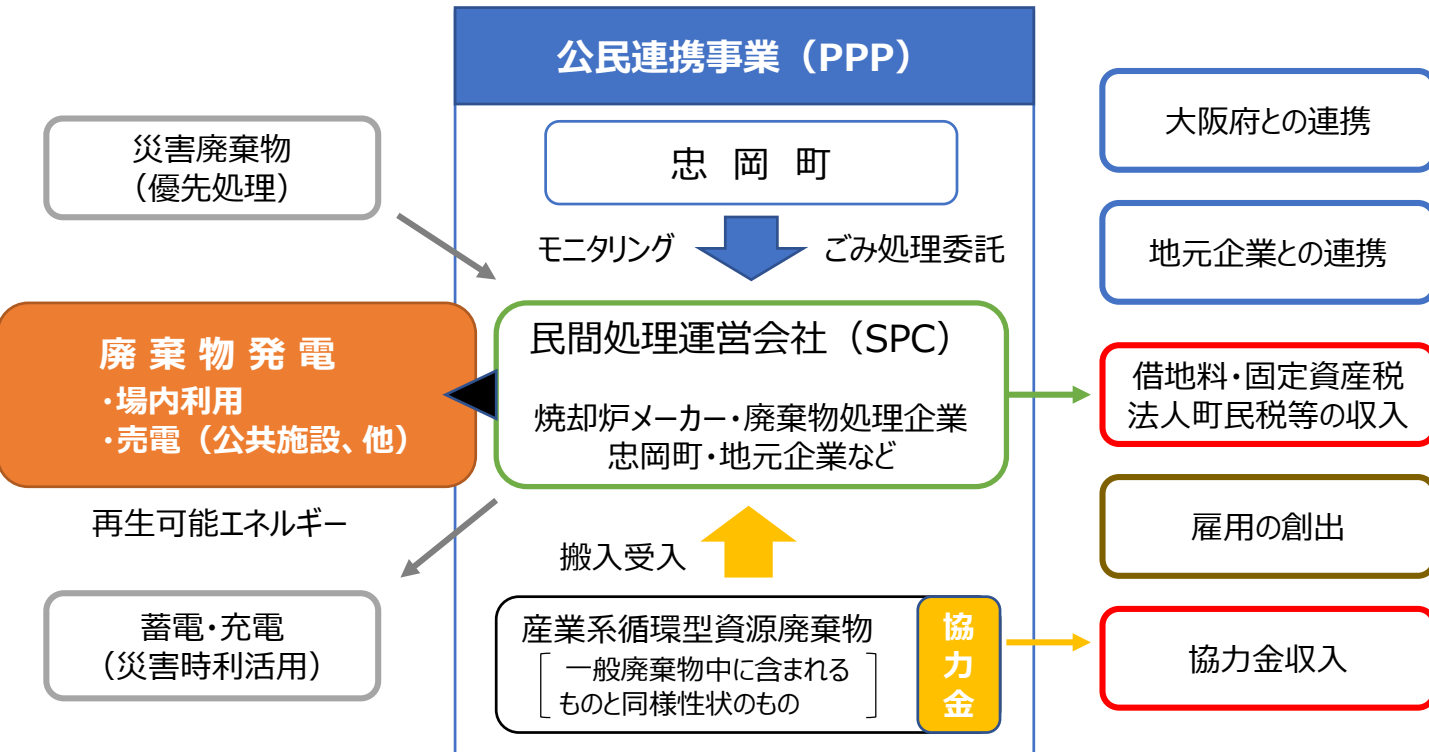
公共と民間が連携して公共サービスを提供、事業活動、循環型社会形成推進を行うスキーム。

民間事業者が、自らの資金で創意工夫を施し施設建設・運営管理することにより、コストパフォーマンスが高く、長期にわたる効率の良い維持管理を可能とする方式。

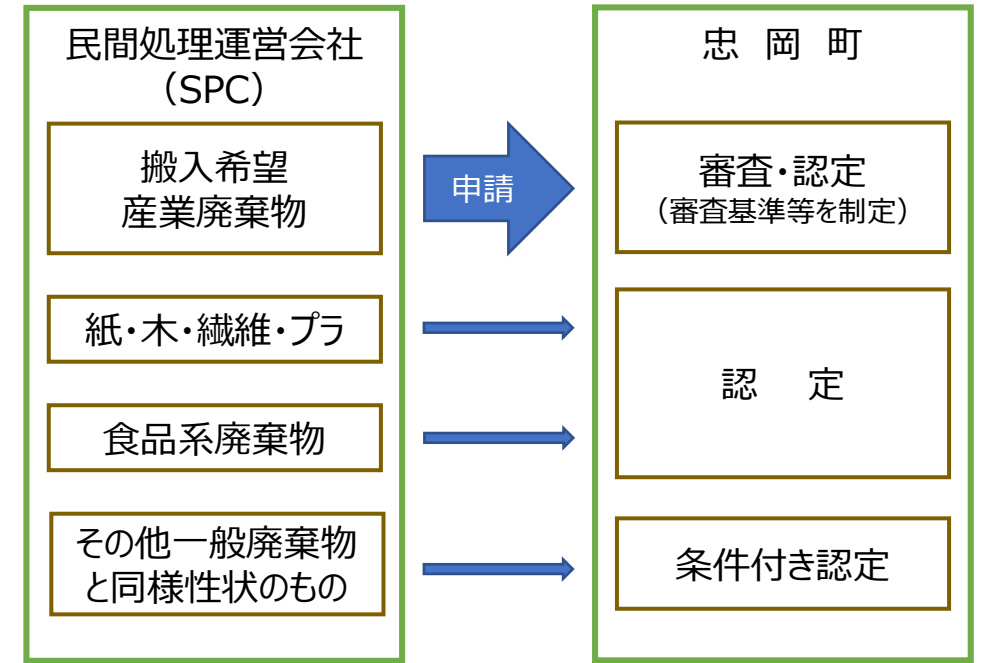
(2) 公民連携方式による廃棄物処理施設整備を計画もしくは検討する背景

- ①人口減少・少子高齢化に伴う税収の減少
- ②廃棄物処理経費の高騰
- ③災害廃棄物への対応
- ④廃棄物処理に係るエネルギー回収の実現

(3) 公民連携による事業スキーム (想定)



(4) 産業廃棄物の審査・認定 (イメージ)

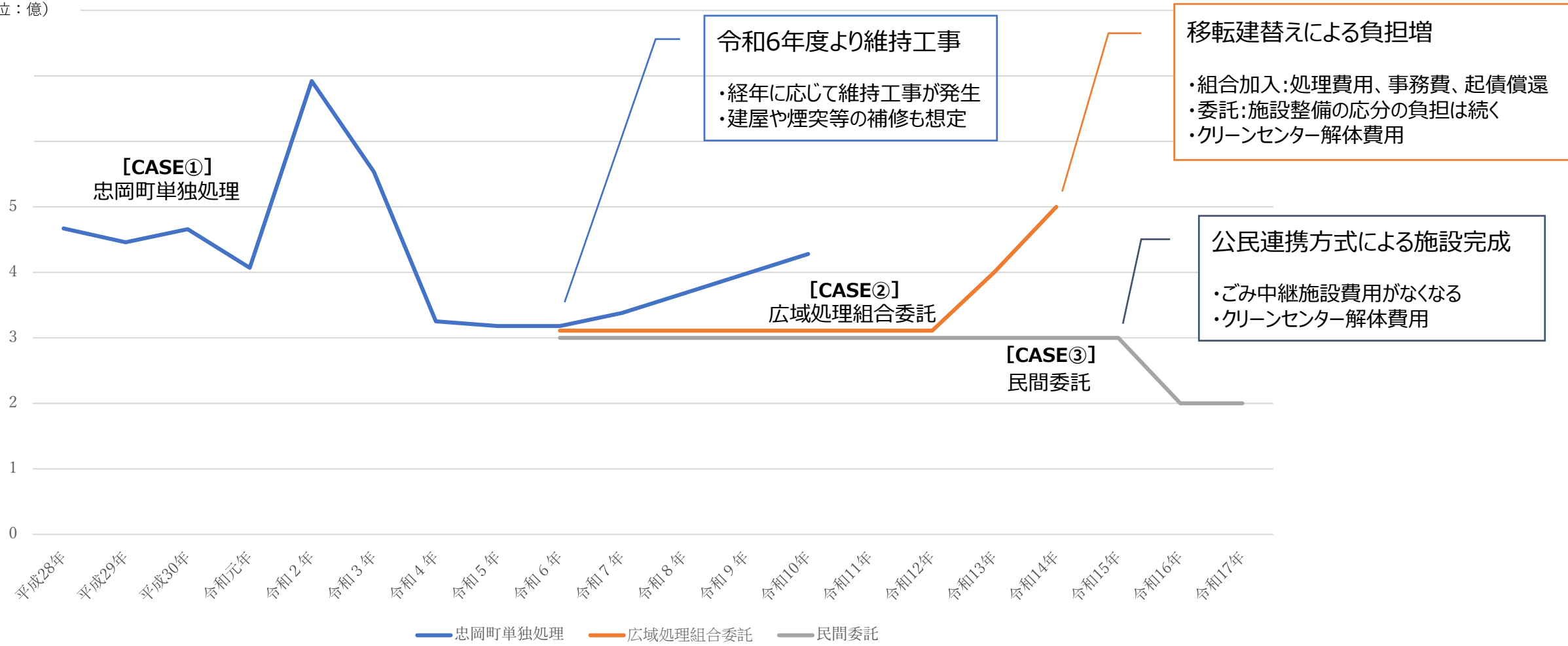


(5) メリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設・運営管理費用を直接負担することがなくなり、ごみ重量に応じた処理委託料となるため、財政負担が軽減される ・ごみが減ると、ごみ処理委託料も減る仕組み ・現有施設の解体を公民連携事業に組み込むことが可能 ・借地料、固定資産税等、協力金収入が見込める ・廃棄物発電を核に地域循環共生圏の構築 (脱炭素等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業撤退リスク等 ・ごみ中継施設の建設及び運営 (事業開始までの間) ・ごみ搬入車両の増加

ごみ処理費用の推移（予想）

（単位：億）



※令和12年からの広域処理組合委託費用上昇は、組合施設の移転建替えによる負担増で、この時期までに一部事務組合に加入した場合、それ以降はごみ処理費用、事務費、起債償還等の支出となる（金額は推定）

※令和15年民間委託費用の下降は、公民連携方式による施設完成により中継施設費用がなくなることによるもので、それ以降はごみ処理委託料等の支出となる（金額は推定）